

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計 画 主 体	利 府 町

利府町鳥獣被害防止計画



<連絡先>

担当部署名 利府町経済産業部農林水産課
所在地 宮城郡利府町利府字新並松4番地
電話番号 022-767-2191
FAX番号 022-767-2107
メールアドレス nousui@rifu-cho.com

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス(ハシブトガラス、ハシボソガラス)、ハクビシン、イノシシ、カルガモ、ツキノワグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	利府町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
カラス	果樹(日本なし)	被害面積 0.2ha 被害額 1,116千円
ハクビシン	野菜・果樹	—
イノシシ	野菜・水稲	被害面積 1.34ha 被害額 1,641千円
カルガモ	水稲	—

(2)被害の傾向

・カラスについては、梨畑が多い本町中央から東部地区を中心に果樹(梨)の食害が著しく増加している状況にある。

・ハクビシンについては、町内全域に生息していることが推定され、糞害等住環境被害の他、農作物被害としては、自家菜園等でのトウモロコシなどの野菜や果樹(梨等)の食害の情報が寄せられているが、痕跡からは加害獣の特定が難しく、被害報告がない場合が多数のため、正確な被害状況が把握できていない状況である。

また、ハクビシンの認識が薄く、他動物によるものと誤認され、水面下で被害が増加していることが予測される。

・イノシシについては、西部地区を中心に自家菜園等でのじゃがいもなどの野菜の食害及び水稲の出穂期から収穫期にかけて水田への侵入や食害が著しく増加している状況にある。さらに、公共施設や民家の敷地内などでの掘り返しも発生しており、生活被害も増加している。

・カルガモについては、現在まで捕獲・駆除等実績はないが、利府町鳥獣被害対策実施隊の意向により捕獲体制の整備を進める。

・ツキノワグマについては、農作物等の被害は確認できていないが、住宅街の近くでの目撃が多数寄せられている。

(3)被害の軽減目標

対象鳥獣	現状値(令和5年度)	目標値(令和9年度)
カラス	被害面積 0.2ha 被害額 1,116千円	被害面積 0.18ha 被害額 1,005千円
ハクビシン	—	—
イノシシ	被害面積 1.34ha 被害額 1,641千円	被害面積 1.21ha 被害額 1,479千円
カルガモ	—	—
ツキノワグマ	—	—

目標値の設定根拠:カラス及びイノシシについては、概ね1割の軽減を目標とする。

ハクビシン、カルガモ、ツキノワグマについては、現在被害状況を把握できていないため未記入。

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・カラスについては、毎年、JA仙台利府梨振興協議会より駆除依頼を受け、年2回利府町鳥獣被害対策実施隊に対し銃器を使用した駆除を委託している。 ・ハクビシンについては、被害があった農家等より捕獲依頼があった際、捕獲地が農地の場合は、利府町有害鳥獣被害対策実施隊へ依頼し、農地以外の場合は有害鳥獣駆除業者への依頼を勧めている。 ・イノシシについては、被害が著しい畑等に箱罠を設置し、駆除を行っている。 ・令和3年度より鳥獣による農作物被害の軽減を目的とした鳥獣被害防止施設購入事業への補助を行っている。	・捕獲隊員の高齢化。 ・後継者の育成。 ・被害報告があった際に迅速に対応するための体制整備と隊員数の確保。

防護柵の設置等に関する取組	・なし	・被害が膨大でない分、防護柵の設置までには至っていない状況である。 ・広域的な防護柵の設置は、設置後の維持管理も含めると財政的に極めて困難である。
生息環境管理その他の取組	・イノシシ及びクマについては、チラシ等を活用し地域住民へ被害防止に向けた広報活動を行っている。	・緩衝帯については、被害が膨大でない分、設置までには至っていない状況である。

(5) 今後の取組方針

・カラスについては、銃器による予察捕獲を今後も引き続き実施していく。また、町内(赤沼地区)において塩竈市が駆除を実施していることから、今後も引き続き連携し実施していく。 ・ハクビシンについては、自主防除対策に努めるよう推進する。被害があった農家等より捕獲依頼があった際、捕獲地が農地の場合は利府町鳥獣被害対策実施隊に依頼し、農地以外の場合は有害鳥獣駆除業者への依頼を勧めていく。 ・イノシシについては、被害が著しい畑等に箱罠を設置し、捕獲活動を行う。 ・その他の鳥獣対策についても、効果的な自主防除対策と被害の状況により捕獲を実施していく。 ・若年層の狩猟免許取得を推進するため、免許取得にかかる経費の補助や情報提供など対応策を検討していく。 ・引き続き、鳥獣による農作物被害の軽減を目的とした鳥獣被害防止施設購入事業への補助を行っていく。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・利府町鳥獣被害対策実施隊の協力を得ながら、広域的且つ効率的な駆除を実施する。 ・町民や関係機関などから駆除の依頼を受けた際には、有害鳥獣の捕獲又は目撃現場付近のパトロールを実施し、現場の状況確認や今後の対応等について利府町鳥獣被害対策実施隊と話し合いを行う。
--

年度	対象鳥獣	取組内容
7～9	カラス ハクビシン イノシシ カルガモ	・若年層の利府町鳥獣被害対策実施隊の確保 ・狩猟免許取得・研修受講時の助成の検討

捕獲計画数等の設定の考え方

・カラス駆除については、毎年駆除を実施している箇所での駆除数が減少してきている一方、住宅地近辺での被害増加によりそれに対しての駆除要望が出されてはいるが、住宅地近辺での銃器使用による駆除は難しいため、今後駆除実施箇所及び方法について検討していく。

令和7～9年度の捕獲計画数については、駆除数の減少に伴い、過去3ヶ年の駆除実績の平均値とした。

○カラス駆除実績 令和4年度 48羽 令和5年度 34羽
 令和6年度 40羽

・ハクビシン駆除については、駆除業者より鳥獣捕獲許可申請があり、駆除数は年間で2～3匹程度となっている。

ハクビシンによる農作物被害はかなりあると考えられるが、農家等からの被害連絡がないことが多く、正確な農作物被害を特定できていないため、被害があった際の連絡体制の構築を図り、計画的な駆除を利府町鳥獣被害対策実施隊と連携して行う。

・イノシシ駆除については、被害が著しい畑等に箱罠を設置しており駆除数は年間で30頭程度を計画している。

○イノシシ駆除実績 令和4年度 28頭 令和5年度 18頭
 令和6年度 41頭

・カルガモについても、被害があった際の連絡体制の構築を図り、計画的な駆除を利府町鳥獣被害対策実施隊と連携して行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カラス	40羽	40羽	40羽
ハクビシン	5匹	5匹	5匹

イノシシ	30頭	30頭	30頭
カルガモ	—	—	—
ツキノワグマ	人身被害等による捕獲の必要性があると認められる場合。		
捕獲等の取組内容			
カラス…利府町鳥獣被害対策実施隊と実施月を検討し、年2回、銃器による予察捕獲を実施する。			
ハクビシン…被害があった農家等より捕獲依頼があった際、捕獲地が農地の場合は利府町鳥獣被害対策実施隊に依頼し、農地以外の場合は有害鳥獣駆除業者への依頼を勧めていく。			
イノシシ…被害の著しい畑等について箱罾を設置し、駆除を実施する。			

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・特になし

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ハクビシン イノシシ	・整備計画は向こう3ヶ年ないが、今後現地調査等を行い、整備を検討していく。		

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
ハクビシン イノシシ	取組計画なし		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

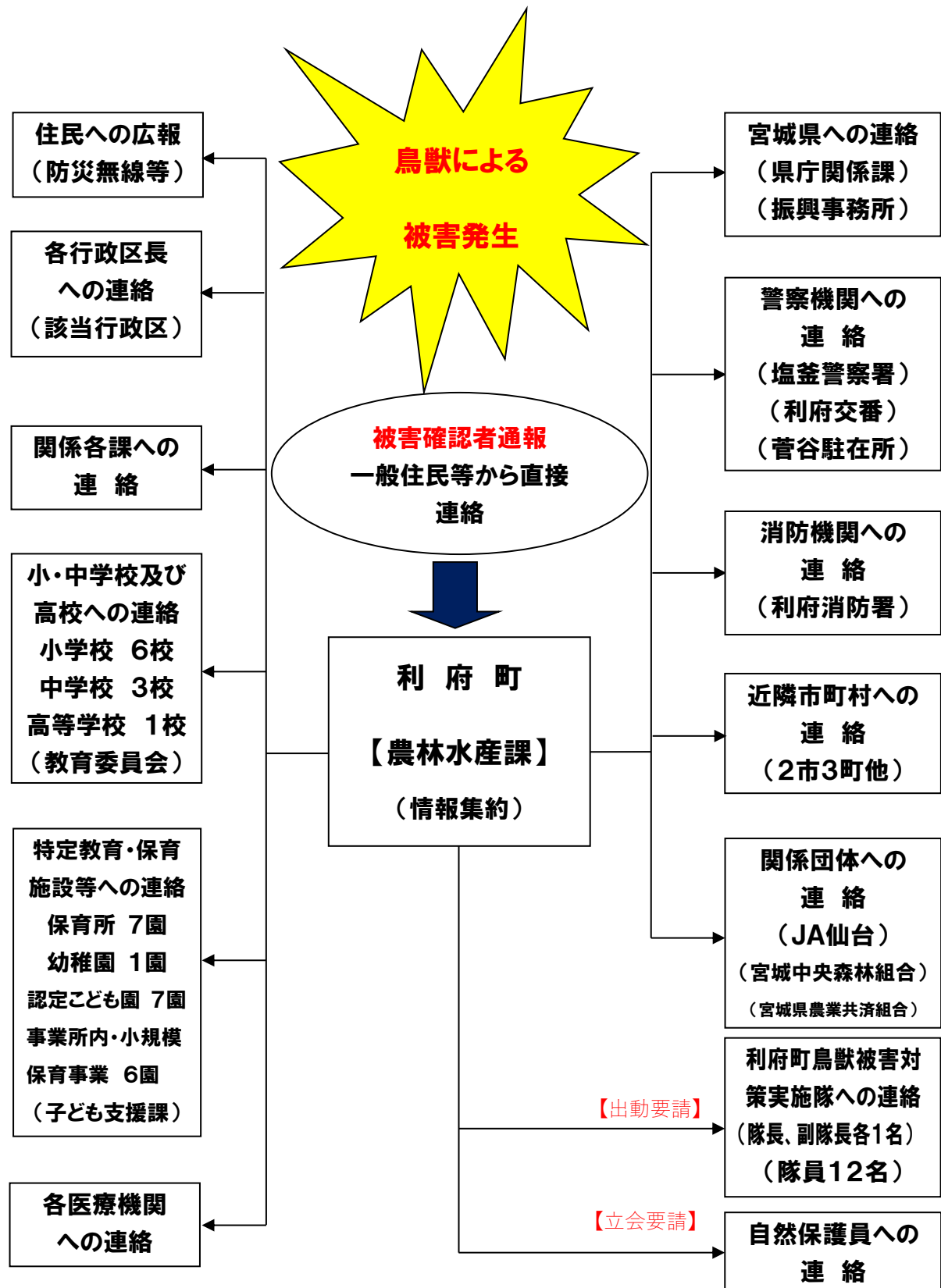
年度	対象鳥獣	取組内容
7～9	カラス	・防鳥網などを設置するなど、できる限りの自主防除を実施しているが、さらにJA仙台を通じ農家へ周知する。
	ハクビシン	・収穫した農作物を畑に残さない、ハクビシンの移動経路周辺の除草を行うなど自主防除を実施するよう農家へ周知する。
	イノシシ	・ハクビシン同様収穫した農作物を畑に残さない、移動経路周辺の除草を行うなど自主防除を実施する。
	カルガモ	・被害等は出ていないが、被害が集中する春から秋にかけ、被害状況に応じて捕獲を実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮城県 (農山漁村なりわい課、農業振興課、森林整備課、水産業振興課、自然保護課等) 仙台地方振興事務所 (農業振興部、林業振興部、普及センター)	町より受けた情報により、町に対し指導・助言を行う。又、関係機関に情報伝達を行う。
利府交番 利府消防署	町から受けた情報を基に、連絡・調整を行う。
利府町	情報を収集し、広報車等により住民に周知を行う。 又、同時に収集した情報を警察署及び宮城県に伝達する。
利府町鳥獣被害対策実施隊	常時迅速に対応できるような体制を整え、利府町から出動依頼あった際は、速やかに対応する。

(2)緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

・捕獲した鳥獣の処理方法については、一般廃棄物扱いで生体系に影響を与えないような方法で焼却及び現場埋設により適切に処理し、野生鳥獣保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は努めてこれを適用する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

・他市町村の事例を参考に検討する。

(2) 処理加工施設の実施体制

・他市町村の事例を参考に検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

・他市町村の事例を参考に検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

(令和5年4月1日設置)

○構成委員

- ・利府町経済産業部長
- ・仙台農業協同組合利府支店長
- ・仙台農業協同組合東部営農センター長
- ・仙台農業協同組合利府地区実行組合長会会長
- ・利府梨振興協議会長
- ・宮城県猟友会塩釜支部長
- ・利府町鳥獣被害対策実施隊長
- ・自然保護員
- ・学識経験者

(2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役割
東北農政局	鳥獣被害防止総合対策事業
宮城県農山漁村なりわい課 宮城県仙台地方振興事務所 農業振興部	宮城県鳥獣被害防止総合対策事業交付金 鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画の協議
宮城県自然保護課	イノシシ・ツキノワグマ管理計画

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

(令和5年4月1日設置)

利府町鳥獣被害対策実施隊 14名

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・関係機関との被害防止対策に関する情報共有に努める。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・仙台農業協同組合、宮城中央森林組合、宮城県農業共済組合等関係機関との連携を高め、効率的に町内全域の被害状況の把握を行い、鳥獣被害防止対策の基礎資料とする。

・近隣市町村と連携し、各種情報を取り入れ、被害防止策に繋げるよう農家等へ情報提供を行う。

・本計画に定めのない鳥獣による被害が発生した場合や被害対策目標・方法等に重要な変更が生じた場合は、その都度関係機関と協議し、計画の見直し、効果的な対策の実施に努める。